

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

西京極地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

下京区七条御所ノ内西町の一部

南区吉祥院西ノ庄西浦町及び吉祥院西ノ庄向田町の各一部

右京区西京極南庄境町の一部、西京極三反田町の一部、西京極中溝町の一部、西京極大門町の一部、西京極宮ノ東町の一部、西京極東町、西京極下沢町、西京極中沢町、西京極畑田町、西京極前田町、西京極中町、西京極北裏町の一部、西京極南方町、西京極芝ノ下町、西京極東向河原町、西京極堤外町の一部、西京極東側町の一部、西京極藪開町、西京極火打畑町、西京極走上り町、西京極長町、西京極西向河原町の一部、西京極藪ノ下町、西京極未広町、西京極堤下町の一部、西京極河原町の一部、西京極西団子田町の一部、西京極西池田町の一部、西京極西川町、西京極徳大寺団子田町の一部、西京極郡沢町、西京極郡醍醐田町、西京極郡猪馬場町及び西京極徳大寺西団子田町

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)